事務的なこと

≪保護者に負担いただく費用について≫

学校教育において保護者に負担いただく費用として、「学校徴収金」と「小学校給食費」があります。

「学校徴収金」は、教材や校外学習の費用で、校長が購入する教材等や納入金額を決定し、口座振替（自動払込）により、吹田市教育委員会に納入していただきます。

「小学校給食費」は、吹田市が納入金額を決定し、口座振替（自動払込）により、吹田市に納入していただきます。「学校徴収金」「小学校給食費」のどちらも、学校に現金を持参しても納入できません。

❖ 学校徴収金について

➢ 学校徴収金の納期

期別	口座振替日（納入期限）	再振替日
第１期	５月25日	６月15日
第２期	６月25日	７月15日
第３期	９月25日	10月15日
第４期	11月25日	12月15日
第５期	１月31日	２月20日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

➢ 学校徴収金の納入金額

１年間に必要な金額を第１期から第５期までの５回に分けて納入していただきます。１年間の納入金額の目安は次のとおりです。（詳細は４月下旬にお知らせします。）

① 教材費　１年生　　約 20,000 円
　　２～３年生　約 13,000～16,000 円（学年により異なります。）
　　４年生　　約 23,000 円（林間学習積立金を含みます。）
　　５年生　　約 36,000 円（修学旅行積立金、卒業アルバム代を含みます。）
　　６年生　　約 40,000 円（同上）

② 日本スポーツ振興センター掛金　　４６０円

③ PTA 会費　　１家庭につき　3,000 円

※口座振替手数料は、保護者負担です。（手数料の額は、取扱金融機関により異なります。）

銀行名 ＼ 手数料	池田泉州銀行	北おおさか信用金庫	三井住友銀行	ゆうちょ銀行（郵便局）	りそな銀行
口座振替手数料	11 円	55 円	11 円	10 円	11 円

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、払込取扱票を送付しますので、ゆうちょ銀行（郵便局）でお支払いください。（所定の手数料（５万円未満の窓口払いの場合 203 円）が必要です。）

❖ 小学校給食費について

➢ 小学校給食費の納期

期別	給食実施月	口座振替日（納入期限）	再振替日
７月期	４～６ 月分	７月25日	８月15日
10月期	７～９ 月分	10月25日	11月15日
12月期	10・11 月分	12月25日	１月21日
２月期	12・１ 月分	２月25日	３月15日
４月期	２・３ 月分	４月５日	４月25日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

➢ 小学校給食費の納入金額

原則として「給食実施回数×１食単価」により納入金額を算出し、口座振替日の 10 日前までに通知します。1 食単価の額、その他詳細は吹田市ホームページ等でお知らせします。

＜小学校給食費の納入金額の例＞（令和７年度の 1 食単価での試算）

給食実施回数が、４月が８回、５月が 18 回、６月が 22 回の場合

７月期の小学校給食費は、計 48 回 × 251 円 ＝ 12,048 円

➡7 月 15 日までに納入金額を通知。７月 25 日に口座から引き落とされます。

※口座振替手数料等は、吹田市が負担します。

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、納付書を送付しますので、吹田市指定の金融機関の窓口でお支払いください。

❖ 学校徴収金・小学校給食費の口座振替について

➢ 取扱金融機関（口座振替を利用できる金融機関）

・池田泉州銀行　　・北おおさか信用金庫　　・三井住友銀行

・ゆうちょ銀行（郵便局）　　・りそな銀行

➢ 口座振替の申込手続

（１）取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。

（取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。）

（２）① Web での申込み方法（池田泉州銀行は Web 申込みできません）

吹田市ホームページの申込手続のページ（トップページ > 子育て・教育 > 学校 > 保護者負担（学校徴収金、小学校給食費）のお支払 > 口座振替の申込手続（新規の方、変更の方））を開き、ページ下部のリンクから「Web 口座振替受付サービス」をご利用ください。

（右の二次元コードからもアクセスできます。）

② 書面での申込み方法

所定の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、通帳と印鑑を持って取扱金融機関の窓口に行ってください。口座振替依頼書の用紙は、学校からお渡しします。（金融機関の窓口にはありません。）

➢ 口座振替申込みの注意点

- 口座開設についての不明な点は、各金融機関にお問い合わせください。
- 「学校徴収金」と「小学校給食費」とで同じ口座を利用することができますが、口座振替の申込みはそれぞれについて必要です。Web での申込みの場合は「学校徴収金」と「小学校給食費」の２回の申込み（入力）が必要です。書面での申込みの場合は、２種類の口座振替依頼書の提出が必要です。
- 兄弟姉妹の口座振替申込みを既に済ませている場合であっても、改めて口座振替の申込みが必要です。兄弟姉妹と同じ口座を利用することは可能です。

❖ その他

➢ 口座振替は、一度申込みをされると、「学校徴収金」は中学校卒業まで、「小学校給食費」は小学校卒業まで有効です。口座の変更を希望する場合は、上記「口座振替の申込手続」を参照のうえ、変更後の口座につき改めて Web 申込みを行うか、変更後の口座のある金融機関に口座振替依頼書を提出してください。なお、変更申込の時期によっては、直後の口座振替が変更前の口座から行われることがありますので、ご留意ください。

➢ 転出、卒業などの時に残金がある場合は一括して登録口座に返金します。口座の解約を検討される際は、返金が完了するまで手続をお待ちください。

教科書・副読本

教科書は無償（費用は国が負担）です。ただし、再給付はされません。紛失等した場合は購入することとなります。２学年以上にわたって使用する教科書は特に注意が必要です。

使用する教科書は吹田市内同一です。学年の途中で他市へ転出した場合は、新しい学校で使っている教科書のうち、吹田市と違う教科書のみ無償給付されます。ただし、３月中の転出は給付されません。

教科書以外に、吹田市独自に作成した副読本も使っています。（費用は吹田市が負担）

転校手続き

校区外に転居する場合は、転校(転出）の手続きが必要です。転居が決まったら（予定でも）できるだけ早く学校へ連絡してください。転校に必要な書類の作成や、教材費等の精算を行います。転校先の学校もお知らせいただき、そちらの学校にも転入する旨をご連絡ください。

校区内で転居する（した）場合は、新しい住所などを学校へ連絡してください。連絡帳で結構です。

転校手続きの流れ

①市役所市民課または出張所で転出届を出します。（市内転居の場合は転居届）
　吹田市外は転居予定日の約２週間前から受付
　吹田市内の場合は転居後14日以内に届け出
②窓口で発行された「転学(出)通知書（赤色で印刷）」を本校へ提出します。
　市内転居の場合は「転学(出)通知書（赤色で印刷）」「転入学通知書（黒色で印刷）」の２種類発行されますのでご注意ください。
③本校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行します。
④転出先の市役所等で転入届を出します。（市外転居のみ）
　窓口の案内に従って手続きします。
⑤転出先の学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書」を提出し、転入の手続きをします。

区域外就学

学期途中での転居や、自宅の建て替え工事で校区外に仮住まいする場合など、事情により区域外通学が認められることがあります。